

公共放送ワーキンググループ（第5回） 議事要旨

1 日時

令和5年2月24日（金）16時00分～18時17分

2 場所

総務省内会議室及びWEB

3 出席者

（1）構成員

三友主査、山本主査代理、内山構成員、大谷構成員、落合構成員、宍戸構成員、曾我部構成員、瀧構成員、長田構成員、林構成員

（2）オブザーバー

日本放送協会、（一社）日本民間放送連盟

（3）総務省

小笠原情報流通行政局長、山崎大臣官房審議官、林情報流通行政局総務課長、飯倉同局放送政策課長、岸同課企画官

4 議事要旨

（1）議論の進め方について

【岸放送政策課企画官】 これから御議論いただくに当たりまして、議論の進め方についてまず説明をさせていただきます。

本日、資料5-1と資料5-2をお配りしております、資料5-1が役割に関する「論点」と「考え方」、資料5-2が業務に関する「論点」と「考え方」でございます。それぞれの資料の冒頭に「本資料について」という説明がございます。こちらに沿いまして説明をさせていただきます。

まず、この論点と考え方のうち、論点でございますが、昨年12月までのこのワーキンググループでの議論の整理を踏まえまして、今後、ワーキンググループにおいて議論を深めていただきたい事項を事務局において書き出したものとなっております。それに対する「考え方」につきまして、前回会合で、特に落合構成員、長田構成員から分かりやすい議論をという御意見を頂戴いたしました。その議論の分かりやすさを極力重視する観点から、対極となり得る考え方を事務局において提示するスタイルで考え方をお示ししています。

ただし、これまでのワーキンググループの議論の中で複数の構成員の方々から類似の考え方が

示されているような論点につきましては、その考え方をあらかじめワーキンググループとしての案としてお示しをし、対極となり得る考え方を参考として記す形にさせていただきます。

この「論点」と「考え方」に基づきまして、これからワーキンググループで御議論を進めていただきますが、その際の構成員の御意見を踏まえまして、改めて事務局において論点ごとに考え方、案の整理を行っていきたいと考えておりますので、今回の議論で何かが決まるということではございません。また、これから「役割」、「業務」と順に議論を進めてまいりますわけですが、当然、受信料制度の話、あるいはNHKの経営ガバナンスの話、それと業務の話、いずれも相互に密接に関連してまいります。したがって論点を一巡した後、改めて全体について、このような方向性でいかがかといった形でまた御議論いただく前提で御議論いただきますよう、よろしくお願いいたします。

私から議論の進め方について、以上でございます。

(2) インターネット時代における公共放送の役割に関する論点と考え方（事務局）①

事務局から、資料5-1に基づき、説明が行われた。

(3) 意見交換①

各構成員から以下のとおり発言があった。

【内山構成員】基本的には賛成でございます。経済経営の観点で言えば垂直的差別化と水平的差別化という発想があって、競争を通じて質を高める、垂直的差別化を推進する考え方は正しいと思いますし、それから、NHKさんは何をやりたいか、あまり表明されないという批判はありますけれども、でも割に重要な表明を過去されていて、我々、リファレンスポイントを提供する、つまり水平的差別化においては文字どおり中立点、原点を提供することをおっしゃっておりますので、その観点からしてマスメディアであり続けることは重要かと思います。そうすると、それは伝送路の問題ではないと私は考えますので、基本的にこの事務局原案に対して賛成でございます。

【瀧構成員】私も両案とも賛成でございます。①については、今は私たちインターネットと放送という関連でこの話を申し上げますけれども、多分また10年後、20年後に同じような問いについて、きっと答えなければいけないときが来るんだろうと思っております。そういうときに、先導的に誰がどういう公共的な発信をするのかということ自体に役割があるのだと思います。なので、今の話だけではなく将来に向けても、ここで特に多分、以前、宍戸構成員がおっしゃっていたような、健全な情報空間に向けた先導的な役割を果たす面は非常に重要だと思ってい

るのが一つでございます。

あと、②についても同様に賛成ではございまして、こちらも、今ですと私たちはスマートフォンとかタブレットとか、インターネット系のストリーミングコンテンツという流れの中でテレビが見られなくなっているみたいな問題意識を持つわけですけれども、これも将来また全然違う公共放送、ないしは民間の放送に向けた課題が出てくるところに向けてちゃんと柔軟に考えを持っていかなきゃいけないと思っています。

まずはインターネット上での提供について柔軟に捉えていくことが大事だと思っていますので、その面で賛成でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【大谷構成員】公共放送というのは放送という面だけではなく、その役割の本質には放送番組を制作する部分があると思っています。その観点からもこの囲みの部分、そこに賛同したいと思います。

放送番組の制作といいますのは全国に取材拠点、そして取材網を巡らせて情報の信頼性を確保し、その網羅性を確保することを含むと考えております。そのようにして制作された放送番組というのは、あらゆる世代に届ける必要があると考えております。具体的には、テレビ離れが進んでいる若手にはテレビ、電波でという伝送路で見ないのであれば、別の伝送路で届けるのは公共放送の役割の一つと考えられます。

それで、この囲みの中にはフェイクニュースやフィルターバブルという現象が取り沙汰されておりますけれども、仮にそのような現象がなかったとしても、電波による視聴機会が確保されていないのであれば、それと異なる手段で届けることが必要だと考えております。そしてネットで届けることがフィルターバブルなどの現象についてとれだけ効果があるかというのは、必ずしもはっきりしないところでありますし、何らかの工夫なくしては埋もれる懸念などもありますけれども、制作されたコンテンツ、番組に、それをネット中心でしか視聴しない世代にそれが届かなければ、世代による分断の問題が生じると思っています。

この民主主義の社会というのは、社会が分断されてしまうと公正な選挙に問題が生じてくるのは、他国の例を見ても明らかではないでしょうか。フィルターバブルの中、エコーチェンバーの中では選挙結果が信用できなくなるために、例えば議会に踏み込むような動きにもつながってしまうものですので、健全な情報空間の確保という公共放送の役割の中にそれを中心に据えることは極めて重要なことだと思います。

【曾我部構成員】私も今の大谷構成員の御発言とかぶるところもあるんですけども、この10

ページのワーキンググループとしての考え方（案）については基本的に賛成ですけれども、インターネット上の課題解決につなげていくことが求められるのでという部分については、これは大谷構成員がおっしゃったとおり、狭過ぎると思っております、この点については、11ページのところの私の発言を拾っていただいておりますが、これの繰り返しにはなるんですけれども、そもそも公共放送のもたらす便益、それはネット上の課題解決に間接的につながるのもその一つではありますが、それに限るものではありませんので、ネット上、とりわけフェイクニュース、フィルターバブルといったものを特定して、その課題解決のためにやるんだという言い方はやや狭いのかというところで、そこはもうちょっと検討いただければと思うのが1点です。

もう一つは参考意見に書かれているところで、民放、新聞との公正競争というのは当然配慮が必要ですが、それは結局バランスの問題でありまして、バランスの問題という観点から申しますと、NHKのネット参入を全否定するような形があるべきバランスのとり方ではないのだろうと思っております。1点目に申し上げた観点からするとネット業務は認めた上で、個別のところではバランスを図っていくようなアプローチが妥当だろうと思っております。

【長田構成員】御提案に賛成をしています。今の曾我部先生、大谷さんの御整理のところは確かにそうだと思いますので、そこはぜひ確保していただければと思いました。

【瀧構成員】①番のところは、特に情報を先導していく意味では、よくNHKさんが行われている社会的な調査とか統計などが、社会に向けた信頼度の高いインサイトとして活用されるケースがままあると思っております、こういう役割も含めてリーダーシップに期待をするというか、役割があるのだと思った次第です。

【宍戸構成員】3ページ、10ページ、書いていただいていること、いずれも賛成でございます。特に3ページについては、これは機能分担論、民間でできないことだけNHKがやれという話ではなくて、ジャーナリズム上の競争を公共放送と民間放送、それぞれが行うことによって国民の知る権利をしっかりと充足していくんだというのが基本的な放送制度の考え方であり、それを維持する必要はますます高まってきていると私は考えておりますので、3ページの整理には賛成でございます。

また10ページにつきましても、ここに書いていただいているように適正に国民、あるいは日本社会の構成員の知る権利を充足することと、多様な人々に情報を届けていき、少なくとも嫌だと思わない限り、いざ必要だと思ったときに届く環境をNHKが積極的に整備する、公共放送の

役割を課すことによって、またそのパフォーマンスを図ることによって多様な人々を公衆に包摂していく役割がNHKには課せられるべきだと考えておりますので、この整理に賛成でございます。

【山本主査代理】それでは、林構成員がタイムリーにご発言が難しいということで、チャット欄に入力していただいています。(以下、読み上げ)

「(林構成員)私も事務局案に基本的に賛成です。NHKさんも以前のプレゼンでおっしゃっていたように、公共放送は特に安全安心をあまねく伝えるように、情報空間の参照点の提供と同時に、多元性の確保への貢献が求められていると考えています。」

という御意見でした。

それでは、ただいまの論点の①情報空間の環境整備と、論点の②国民・利用者から見た役割につきまして、論点の①については基本的に賛成いただいたものと思います。公正競争との関係につきましては、後ほど議論することになります。それから宍戸構成員の言われた、民間との関係は、この後③のところでも話が出るかと思えます。

②に関しましても、基本的に賛成の御意見をいただいたと思います。ただ、フェイクニュースやフィルターバブルなどのインターネット上の課題解決につなげていくことが求められるという、理由の部分が若干狭いのではないかという御意見をいただきました。前段では、テレビを持たない者に対しても信頼ある情報を届けるなどの公共放送の役割を果たすことが重要だと言われているのですが、次の部分が限定的で少し狭い感じがするという御意見でしたので、事務局において議論を整理する際に留意していただければと思います。

(4) インターネット時代における公共放送の役割に関する論点と考え方(事務局)②

事務局から、資料5-1の16ページ以降について、説明が行われた。

(5) 意見交換②

各構成員から以下のとおり発言があった。

【曾我部構成員】この17ページの話で申しますと、共通の前提というのは異論がございませんで、その上で案の1か2かということですが、これはどちらかということ案の2かとは思いますが、分かりやすさ重視で整理したということではあるのですが、どちらでもないというか、案の1で挙がっているようなジャンルで区別することは、一口に娯楽エンタメと言いま

しても様々なものがあり、社会問題をエンタメの切り口で見せることもあるわけですし、こういった社会問題をエンタメの切り口で見せるようなことは、公共的な問題を幅広い層に知ってもらうためにも重要でありますので、ジャンルで切ってしまうのは必ずしも適切ではないのではないかと思います。つまり、公共の役割を果たしていく上でジャンルで切ってしまうのは適切ではないかとは思っています。

むしろ、個別の番組においてなぜNHKなのかという、説明責任を果たさせると、そういうための仕掛けを考えることが恐らく重要なのではないかと思います。そのためにはということでは若干個別の話に入りますけれども、例えば現状、中期経営計画ですとか毎年度事業計画ですとか、あと番組編成計画というものをNHKさんが作っておられますけれども、こういったものと今の話をひもづけるといいますか、そういう形、そのためにこういった計画をもっと活用できないかとか、そういったことを考える必要があるのではないかと思います。

すなわち、各番組とNHKのミッションとのひもづけというものをもう少しきちんと説明責任を果たしてもらおう形で、範囲を区切っていくようなことが考えられてもいいのではないかと思います。

【大谷構成員】私も案の②に近い考え方を取っております。その理由としましては、情報空間全体の健全性のためということを考えますと、すみ分けしてしまうことは妥当ではなく、既に林先生が切磋琢磨という言葉で御説明いただいたように、同じ内容についても多元的、それから違う角度で多角的にコンテンツ、情報に接することが必要になってくると思います。

それで、②に近いと申し上げたんですけれども、②と少し①に近い要素があるとすれば、収益性を確保しづらいものについて、例えば文化芸能でマイノリティーに関わるような情報などについては、どちらかという民間放送よりは公共放送に期待したい部分ではないかと思っておりますので、すみ分けはせずに、ただ重点的に民間放送では取り組みづらい分野については公共放送に期待するところが大きいと考えております。

【内山構成員】私もどちらかという②に賛同したい立場です。市場のすみ分けって条件として与えるのか、そうじゃなくて市場の成果として考えるかが根っこにある話でして、通常であれば同じ市場で事業者が競争して、その競争の過程で自社の強み弱み、あるいはライバル社も自社の強み弱みを把握して、その強みに寄っていったときに初めて市場成果としてすみ分けというのができていく。

だから、もしこういった会議体がまた数年後にあって市場成果を見直しましょうということが

あったときに、初めてその条件としてこういう分野ですみ分けはというのは言えると思うんですけども、頭から条件としてすみ分けを与えるのは経済学の観点では違うというのがあります。

あと、ジャンルが幾つか指定はされているんですけども、例えば、例ですと番組種別の公表ってありますよね。報道、教育、教養、娯楽。実際、公表されているのを見ていると、全部の種別をつけている番組も民放さん含めて、NHK含めてあったりするわけで、そうするとジャンルで区切っていてもあまり効果を持たないかという気はいたします。これはジャンルという水平的な部分じゃなくて、もっと質的な垂直的なところで、まさしく先端的な、例えば映像技術を使うような何かとか、そういうようなところに持っていくほうがまだましかと考えます。

【瀧構成員】私も②番で、もちろん適切なモニタリングといいますが、ガバナンスがきいた状態での案の2について支持するものでございます。まず一つはエンターテイメントなのか報道なのかというのは、不可分な要素が必ずあるのかと思っております、政治や社会の問題に何かきっかけ的に気づく場所は、ひょっとするとエンタメであるケースとかは結構あるのかと思います。

それこそ最近、クローズアップ現代でやっていましたけれども、戦争の実態をゲームを通じて知っている人たちとかがいたりするわけですよ。なので、そういうことを考えても入り口が何なのかと、実際にそこから公共的な情報のバランスを取るということというのは、入り口で非常に不可分なものを相手にするには案1というのは非常に厳しい内容なのかと思っております。

また、娯楽の規範性みたいなものもあるのかと思っております。私自身、会社の中でダイバーシティーとかを所管する人間でもあるんですけども、何を笑って良いのかみたいなことって、若干皮肉な内容かもしれませんが、例えば人の容姿を笑うみたいなことは10年前には許容されていたことが、今は多分、許容されないみたいなこともあると思っております。

これを明文化することは非常に難しいわけですが、そこに規範性を帯びている部分はあっていると思っております、そういうことをリードする役割というのはどうしても公共の側にある部分があるかと思っておりますので、2になるところでございます。

【宍戸構成員】私もこの案の2に賛成をいたします。先ほど機能分担論の話を申し上げたとおりでございますけれども、既に多くの構成員が指摘されていますとおり、何か特定のジャンルの種別、番組の種別で区切ることは適切でなく、昨今のNHKの特定のドラマを挙げて恐縮ですが、「ガラパゴス」を見ていると、スポンサーがついた情報発信としては難しい、しかし社会問題や家庭のドラマという形で非常に切り込む番組も公共放送ならではのと思っています。また、生き方の多様性を伝えることを例えばドラマ、あるいは様々な番組の工夫によってやることが求められる

意味でも、これは案の2でいくべきだと思います。

他方で、この共通性の部分、ワーキンググループとしての考え方の共通の前提の部分はまだ少し、議論をまとめる上で書き込んでいったほうがいいと思っております。マスメディア、新聞を含めて持っている報道の自由、それから取材の自由が、国民の知る権利に奉仕するものとして日本の民主主義社会において非常に重要なものであること、また平成29年の最高裁大法廷判決が、放送は国民の知る権利に奉仕するものとしてあまねく普及されるべきものであると述べているとおり、公共的な情報発信を同じように公共放送も民放、新聞も担っていただいていることを確認した上で、しかし民放や新聞はまさに経済のエコシステムの論理を踏まえて、自由に行っていたことによって公共性を実現している。

それとは違う形で違う財源で、経済のエコシステムや、今流に言えばアテンション・エコノミーに引きずられないような形で、公共放送はその公共性を実現するし、またそうでなければいけない。曾我部構成員がおっしゃられたような仕組み、あるいは手続での担保が求められると考えているところでございます。

【林構成員】本日、回線が安定しないので音声のみで失礼いたします。私も案の①か②か2かと問われれば、各先生もおっしゃったように種別で区切るのは實際上、難しく、②の立場を取っております。ただし、これは後の公正競争の議論とも不可分に関わると私は思っておりまして、②の立場を取るにしても公共放送がそういった番組などを行うことの社会的必要性だとか、市場への影響だとか、予算規模といったところの3点セットについて、市場への必要以上の悪影響を与えないように留意していくことも踏まえてやっていくことが必要じゃないかと思っております。

【山本主査代理】議論をいただきましたけれども、案の1に対しては皆さん、反対であったと思います。一つには、公共放送と民放、あるいは新聞等が多元性を持ってそれぞれ切磋琢磨、競争することが重要であると指摘されました。また、ジャンルで区別することがそもそも難しく、エンタメのような分野でも、NHKが規範性について先導すべき役割等も考えられるといった御意見もありました。

ただ、それでは無制限に公共放送の役割が広がるか、あるいは広げてよいかという点に関しましては、注意が必要ではないかという御意見がありました。林構成員からの御指摘にありました公正競争等の観点、これは後ほどさらに議論することになるかと思っております。

曾我部委員からは、NHKが放送を自らのミッションと個別の番組とのひもづけを行って説明するという説明責任を果たしていく必要があるという御指摘がございました。それから、公共放

送が重点を置く分野があるのではないかという御指摘もあったかと思ひます。

それとも関わるのですけれども、共通の前提の部分に関して、検討上の観点、あるいは最高裁の大法院判決にあった公共放送と民放との関係等についても、もう少し書き込むべきではないかという御意見があったかと思ひます。

大きく言えば、案の1ではなく案の2ということであったかと思ひます。ただ、注意すべきことを御指摘いただきましたので、今後、事務局でまとめる際に留意したいと思ひます。

このワーキンググループでは、案の2のように、公共放送の公共性の中に社会全体の利益のために果たすべき役割も見いだしていくべきという考え方を基に整理していく方向といたします。ここでいう社会全体の利益について、なるべく具体的に分かりやすい形で取りまとめて社会に示していければと思ひます。こうした観点から、社会全体の利益のために果たすべき役割の具体化という点につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

(6) インターネット時代における公共放送の役割に関する論点と考え方（事務局）③

事務局から、資料5-1の19ページ以降について、説明が行われた。

(7) 意見交換③

各構成員から以下のとおり発言があった。

【山本主査代理】それでは、事務局説明にありました①から③までのような考え方が、これからの公共放送の社会全体の利益のための役割としてふさわしいかどうか。あるいは、ほかに考えられる役割はあるかどうかという点も含めて、構成員の方々から御意見をいただければと思ひます。この①から③は排他的なものではなく、両立しますけれども、さらにこれらについて御意見があればお伺いしたいと思ひます。

【央戸構成員】これも私、いずれも①から③まで賛成でございます。特に②は曾我部構成員から御発表あったものを整理していただいたので、これでももちろんよろしいと思ひます。1点申しますと、こういう形で抜き身で括弧つきではあれ、「『国民』の維持」と出ていくと、そこで言う「国民」というのはどういう範囲なんだということが問題になろうかとも思ひますので、広く日本社会にいる多様な構成員を包摂して行って、また一つの世論であったり、あるいは民主的な意思決定を行う公衆という主体を安定的、持続的につくっていく、そういったイメージだということを書き起こす際に書いて、何か排除をするロジックの話ではないことが明確になっていけばいいかと思ひっております。

【内山構成員】私も①から③に関して、特に反対するものはございません。①②は間違いなく国民に向けてという文章ですので、これ抜きでは全く成立しないので、当然こういった趣旨のことが必要かと思えます。③は私が前に言ったことも含めて、当然賛成して当たり前ですけれども、例えば昨今の韓流に対して、日本の実写物はどうなのといったときになかなか突破口が見えない状況というのがあったりします。アニメとか映画は別格ですけれども、実写系に関しては立て直しというのは必要な状況にある。

ただ、その実写でも例えばドキュメンタリーの世界になってくるとNHKさん、既にいろいろな世界中のパートナーがいて、国際共同制作もなさっていてということがあります。それが従来だったら電波の中で収まっていた話ですけれども、当然、これはインターネット展開ということも考えていかなければいけませんので、必然的にそうした分野で引き続き、NHKさんには頑張っていたきたいという思いを持って、3番に関して賛成いたします。

【曾我部構成員】私も座長代理がおっしゃったようにどれも矛盾しないものですので、どれを選ぶという話でもないかとは思っております。この案の②については、私の発言をまとめていただいたものですので当然賛成ではあるんですけれども、案の②の中身というのは結局、案の1で言う豊かで、かつ、良いことをもう少し書き下ろしたものと理解することもできるかというところで、矛盾しないということを考えております。

ただ、この②で挙がっているものは結局、非常に抽象的なものですので、実際に制度に落とし込む際にはもう少し工夫が必要で、法律レベルでこういうものを書くとしても、もう少し実際にはもう少し具体化したものを落とし込んでいくような、そういう仕組みが必要だろうと思えます。この資料にあります各国の公共放送のミッションを見てももう少し具体的に書いてありますので、案の2のまま実際の放送がなされるようなイメージで行くわけにはいかないと思っております。

もう一つ、ここにはないものもということで申しますと、現状の放送法でもNHKは技術開発をするとか、先ほど瀧構成員からありましたけれども様々調査をする、世論調査もやるというのもNHKのミッションとして放送法にあるわけですし、あと最近で申しますと放送設備の民放との共用ですとか、そういったところで情報空間のある種、間接的な建設性確保につながるような活動もされておりますので、そこも必要なのではないかと思います。恐らくこれは別途、議論することなのかと理解しますけれども、どこかの箇所でそういう別な形、ほかの側面も取り上げていただけるといいのではないかと考えます。

【大谷構成員】結果的に曾我部構成員の御意見に賛同する形になります。現在の放送というのは一方通行のものではなく、どちらかという視聴者の意見とか、そういったものを反映しながら進んでいくものだと思っていますので、世論調査であるとか、それからNHKが独自に制作した番組だけではなく、ほかの制作者の制作した番組も放送の機会をつくるとか、そういう意味での制作者の保護であるとか、民放への協力といった項目も、社会全体の利益のために果たすべき役割の一つとして明確に位置づけることが必要だと思っています。

【長田構成員】先生方の御意見を伺っていて、私としては一番大切かというのは、この③のところにある放送・インターネットを問わずというところで、ネットに出ていったからといって今までの役割が変わるとは思いませんので、これは放送波を使おうが、通信で届けようが、NHKの役割は変わらないと私は考えております。

【林構成員】私も①から③について、いずれも違和感なく賛成するところです。

ただ、ここで言う社会全体の利益というのは、経済学的にはある種の社会的公正の最大化とも言い換えられると思うんですけども、これはことNHKに限った話じゃないのかと思っていて、そもそも民間放送であってもその目的は一般事業会社のように事業最大化と言い切れるかという決してそうではなくて、民間放送であっても報道が使命だという声はよく聞きますし、実際そうだろうと思います。

ですので賛成でありますけれども、社会全体の利益のために果たすべき役割といった場合に、NHKだけを殊さら強調することにはやや違和感がありまして、ここで挙げられている公共的使命においても、民放とNHKが、さっきの言葉じゃないですけども切磋琢磨していく中で新たな課題が探索されて、かつ、それが磨かれていくべきだと思っています。

【瀧構成員】特にまず1から3について排他的ではないとありながらも、それぞれに賛同を覚えております。一つワーディングとして私みたいな新参者が引っかかるのは、優れた文化の保存みたいなところがどういう射程を持つのかとかは、何か分からないなという部分もありまして、例えば演歌って多分、70年前にはめちゃくちゃ先進的な文化だったりするはずですけど、今や、演歌をそう捉えている人は、多分若い人たちはそんな多くないみたいのところもありまして、意外と文化の保存と文化のクリエイションというか、新しいものをつくる場所というのは、割と分かれな部分があるのかみたいには思いました。

あと、イギリスの27ページでございますけれども、使命の中には、訳し方もあると思うんです

けど楽しませるようなという、結構踏み込んだ表現があり、斬新な部分だと思っていまして、先ほどもコメントいたしました。何をもちて物事を笑うかとか、テレビで起きている感情の共有の仕方とか、日常的な人々の会話の仕方とかにもかなり伝播しますし、それも含めて、私は放送の役割というのがあるんだろうとは思っております。そのようなところに、①とかは特に働きかける要素があるのかと思いますので、そのような点で賛同するものでございます。

【内山構成員】今の瀧さんのコメントで思ったんですけども、例えば今年、NHKさん70周年ですけども、テレビ放送開始が70周年ですけども、例えば彼らが持っている、あるいは日テレさんなんかが持っているアーカイブというのは非常に大きな資産ですし、後の世代の方がどういう形でそれを有効活用されるか、もちろんポジティブに期待できるところがあるかと思います。

文化庁も今世紀に入ってからメディアアートというジャンルを積極的に認めるような時代になってきていますので、そういう意味で映像を着実につくっていらっしゃるNHKおよび民放、あるいはほかの放送事業者、全て文化に対する貢献というのはなされていると考えますし、それが電波に乗せるものだけではなく、これからはネットに乗せるものも含めてということかと思いません。

【山本主査代理】全体に、①②③に賛成をいただいたものと思います。ただ、全体的なこととして、公共の利益のために果たす役割は、民間放送にもあり、NHKと切磋琢磨していく必要がある点に注意が必要だという御意見がございました。それから、①から③はどちらかというコンテンツの内容に着目して書いているのですけれども、例えば技術開発、調査、設備の共用、民放との協力など、ほかにもいろいろ役割があるという御指摘がございました。これらは今後まとめていく際に注意していきたいと思えます。

個々の点につきましては、①で言う文化の水準の向上、過去の優れた文化の保存や新たな文化の育成、普及についてさらに御意見がございました。それから②の国民の維持という場合の「国民」という表現に気をつける必要があるという御指摘、③のコンテンツ市場というときの現状についての御意見をいただきました。これからまとめていく際には注意をしたいと思います。

また、法律に書くことをもし考えるといたしますと、さらに法技術的にいろいろ考える必要がありますが、今回はそこまでのことは想定しないで、NHKの役割を分かりやすく説明するという観点から案をお示ししています。

それでは続きまして、インターネット時代における公共放送の業務に関する論点と考え方、資料の5-2についての議論に入りたいと思えます。このうち①業務の在り方の基本的考え方に関

する論点と考え方から、事務局より説明をお願いいたします。

(8) インターネット時代における公共放送の業務に関する論点と考え方（事務局）①

事務局から、資料5-2に基づいて、説明が行われた。

(9) 意見交換④

各構成員から以下のとおり発言があった。

【山本主査代理】 それでは、ワーキンググループとしての考え方（案）、3ページにつきまして、このような考え方に沿ってワーキンググループとして整理していくことで良いかどうか。あるいはこのような考え方に立つとしても、留意すべき点があるかどうかという点について、構成員の方々から御意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

【大谷構成員】 この3ページの囲みの中にまとめていただいた案で基本的に賛成でございます。ただ、相対する案として参考のところに書いていただいた、公共放送は特殊法人として業務範囲を厳格に絞り込むべきである考え方もまた同時に成り立つものでありまして、業務範囲を絞らずに安易にその範囲を広げる考え方は、そもそも公共放送として受信料財源に支えられているものとして成り立たないと思っております。

その中で、このネット環境を含めて情報を視聴者にあまねく伝えていくことを業務範囲の中に明確に位置づけた上で、その在り方というものをちゃんと規定していくことが今後望まれていると思っております。これまでのやり方も、別に無制約に拡大していくものではなかったと思っておりますけれども、補完的な位置づけということで、逆にその使い方とか、受信料財源の使い方などについて十分な議論ができたかという点と、振り返って不十分な点もあったのではないかとと思われるところです。以上でございます。

【瀧構成員】 シンプルに手短かに申し上げますと、結局情報をどう人間が取るようになったかというので、補完的な位置づけに徹してしまうと、結局はテレビで見た後にもうちょっと気になったからネットに行こうみたいな、そのルートしか考えていない、考えづらいような要素があるのかと思っています。

先ほど私、クローズアップ現代の番組について触れたんですけど、それとかまさに私はまず最初にインターネット側を見てそういう放送があったんだと思って、何というか、見逃しに行くみたいな、そういうフローもあるんだと思っています。

これからテレビをどんどん人が見なくなっていく中で、ネットを見てからテレビに行くみたいなルートを制限する発想というのは、なかなかもう取りづらい時代には来ているのかと思っていますので、そういう点も含めて、この囲みの中の表現に賛同する次第です。

【曾我部構成員】私もこれ自体、3ページの案については賛成なのですが、ただ、これは当然のことですけど、ネット活用業務というものは内容として非常に不明確というか、概念が可変的なものですので、当然それは、具体的にネット活用業務って何を意味するのかというのは別途検討することは、当然の前提だと思いますが確認をさせていただければと思いますというのが1点と。

もう一つは、今後この後ろの部分でも必須業務にするべきかどうかという論点が続くわけですが、その際に前提として必須業務とするのか、任意業務にとどめるのかを判断するための視点や基準を示すことができればいいのではないかと思います。この後出てくる様々なサービスはそれぞれ意味のあるもので視聴者にとっても便益があるものですが、どの程度あれば必須業務にしてよいのかや、あるいは他方で市場あるいは競合事業者への影響があるということなので、それも考慮するのかどうかとか、あるいは受信料の負担でどこまでできるのかと、そういった様々な視点があると思うんですけれども、そういったものを総論的に何か示すことができれば、議論として一貫性が高まるのではないかと思います。

【日本民間放送連盟（オブザーバー）堀木専務理事】

資料の5-2は、インターネット活用業務を必須業務とする方向が見てとれます。この後、個別の業務を挙げて、それが必須業務にふさわしいかを論点で挙げているところからして、インターネット活用業務の全てではなく、どこかで線引きをするのだろうと、深読みですがそんなふうにも読めます。

ただ、曾我部構成員の指摘と重なりますが、そもそもNHKのインターネット活用業務の必須業務化がなぜ必要なのか、任意業務ではできないが必須業務になるとできるようになることがあるのか、必須業務化に伴い、受信料制度の見直しが必要なのかどうか、こうしたことはよく分からない点が多いと思います。

かねて民放連が主張してきましたが、NHKに期待する機能や役割の検討を先行して、NHKの将来像や受信料制度の見通しといった肝心かなめの議論が後回しになっていることが、現在、検討の途上であることは十分承知していますが、このままでは視聴者には分かりにくい議論となってしまうのではないかと危惧いたします。

一方で、視点が変わりますが、やはりNHKが自ら将来像を語らないと、この議論は実体がない

まま行き詰まってしまうのではないかと懸念もしております。三位一体改革の観点から、本WGでもこの後、受信料制度やガバナンスの課題を十分精査されると思いますので、論点と方向性の選択肢を整理した上で、NHKにはぜひデジタル時代におけるミッションや将来像を語っていただきたいと考えています。今後の議論をお聞きした上で、民放連も適宜、意見を述べさせていただきたいと考えております。

【岸放送政策課企画官】曾我部構成員、それから民放連さんから会議の進め方に関連する御意見を頂戴したと受け止めております。業務の必須業務とするべきか否か話につきまして、持っていただくべき視点でございますけれども、あくまで業務を公共放送の任務として必須業務とするかどうか、その視点は、あくまで役割から導かれるべきものだろうというのがこれまでの御意見だったかと受け止めております。

したがって、公共放送の役割をまず検討して、その役割を果たすための制度、業務を決めて、それから受信料の使い道を定義する。類似の趣旨で第3回で新聞協会さんからいただいておりますが、公共放送の役割を踏まえてこの公共にふさわしい番組事業はどのようなものか、そこからふさわしい業務範囲として予算を導き出し、その受信料制度を考えていく順番、さらに申し上げれば、必須業務とするかどうかは公共放送としての役割から導いた上で、公正競争上の懸念に対しては別途テーマとして議論するようなプロセスで、このワーキンググループでは御議論いただいておりますかと事務局としては考えてございます。

【宍戸構成員】今、民放連から御指摘があり、それからまた総務省から御説明がありましたけれども、私は、取りあえず1回、役割、業務、それからガバナンス、財源を、一つずつ掘って行って、それでもう一巡する、その意味では今、お話があったとおりにかと思っております。

その上で申しますと、本来業務化ないし必須業務化が必要であるとすれば、それは本来的に公共放送としてNHKが果たすべき目的があり、そしてその目的を達成するためにはこの業務をやらなければいけないし、それがやれないようなのであれば、そもそもNHKという存在自体がもはや要らない、受信料制度も要らないというものであるべきだろうと考えております。

そこは本来業務ではないという整理をしたまま野放図に、こういうことをやればこのように目的を達成することができるかもしれないので、この程度でやらせてくださいというものと、そうではなくてこれはマストでやる。もし万が一NHKの放送が途絶することがあったら、それは存立に関わると思っておりますけれども、NHKとしてそれと同じようなものとしてしっかり責任を持ってやってもらうために本来業務化が必要なのかを、これまで議論した公共放送の役割、機能から整理して議

論すべきでないか。

そうではなく、状況に応じてこれはやってもいいし、やらなくてもいい、うまくやったら公共放送の目的を達成できるものを任意業務として存置する、あるいは新たに認めるのかという整理なのではないかと思います。

当然、本来業務化については民放連から御指摘があったような財源の問題、業務の規模感の問題があり、今まで議論した役割・機能の問題は、全部やり切ると、およそ全てのメディアの機能をNHKに集約することになり、当然にあり得ないことは、これまでの議論からも出てきているとおります。ここで議論していく中で現実的な業務の範囲、あるいは現実的にNHKがそれを通じて果たすべき役割の範囲の中で、当然あるべき財源の規模も見えてこなければおかしいはずでありますし、それについてはここでの議論を踏まえて、NHKから具体的に、大体こんな規模感とか、こんな目標ですというのを出示していただき、また議論をするべきです。民放連、あるいは新聞協会様、関係するステークホルダーから御意見いただいて丁寧な議論していくことを前提で、このまま進めてはいいかがかと思います。

【内山構成員】 宍戸構成員とかぶる部分があるんですが、この3ページ枠内の実施しなければならぬところ、だからNHK must doのところ、引っかかると言えば引っかかります。というのは、インターネット業務ってまだ発展段階ではあるので、ここでmustという言い方は相当強い言い方になってきて、それこそまた、あまねく義務をどうするのという話にもなりかねないかという思いもあったりします。参考で書いてある特殊法人というところは違和感があつてあれですけども、一番最後の実施することができるというところの穏やかな書きぶりのほうが、まだ何となくしっくりするところがございます。

なぜこういうことを言うかという、電波メディアでの放送というのは経済学というところの公共財の定義、つまり排除性と競合性の両面から見て非常に高いレベルで公共財と言えるんですけども、ネット配信はまだ輻輳、混雑の問題をある程度考えなきゃいけないんで、そうすると一種の競合性が出ているところがあります。そうすると、現時点での技術を想定する限り、電波メディアの放送を純粋な公共財と言うならば、ネット配信は恐らく準公共財と見られちゃうんですね。そこに例えば、あまねく義務を課せるとなってくると、つらいところも出るという思いがあつて、しなければならないというmustに相当するところの表現、もうちょっと何かshouldみたいの形で一段下げの、案としてはないかと思った次第でございます。

【長田構成員】 まず必須業務なのか任意業務なのかというところの考え方で言えば、御提案のとおり

り、私はインターネット活用業務は必須業務として考えていくべきだとは考えています。ただ、今、内山先生がおっしゃったように、そこで通信が一気に輻輳してしまいますとか、何か課題があるのであればそれを一つずつ解決をしていっていただきたいと思いますけれども、予算上の何というか、この範囲でなければならぬような任意業務のままですと、これから放送とインターネットを何か両方で国民に届けていくところに無理が生じてくるのではないかという気もしておりますので、必須業務として考えていって合理的な解を見つけていくべきではないかと考えています。

【林構成員】私も、私の意見は資料の5-2の4ページの一番下に引用していただいておりますように、業務はあくまで役割から導いて、業務拡大への懸念というのは別途競争ルールで対処すべきだというのが基本線でございます、それは結論でございます。

ただ、その際、競争ルールに対処すべきだという場合の競争といった場合に、私は2つ概念があると思っております、一つは行為概念としての競争で、すなわち複数の事業者がほかを排して第三者の取引の機会を獲得するために相互に競い合うことを意味すると、行為概念としてそれもあるれば、そういった個別の具体的な競い合いが市場において集積相乗した結果として、市場全体における競争に影響を与える意味での結果としての競争といえますか、そこを分けて議論しないと何か議論が前に進まない気がしています。ジャーナリズム上の競争というのは行為概念としての競争で、公正競争といった場合にはそれは市場における集積効果としての競争なので、そこを分けた上で競争ルールの具体化を図っていくことがこれから議論を深めていく際に必要になるのではないかと考えているところでございます。

【山本主査代理】種々、御意見をいただいたところですが、まず全体の進め方に関しましては、先ほど事務局から説明があり、また宍戸構成員からお話がありましたけれども、役割から議論を始めて、そこから業務範囲を議論し、そしてさらに財源やガバナンスについて議論するという順序でいかかと思えます。このWGの最初でもそういう議論でした。

ただ、これらのテーマは全て一体ですので、そういった形で一通り議論した後でさらに振り返る、あるいは、それぞれの議論の際に、前に議論したことを振り返る、必要であれば前の議論を修正するということは当然あり得ます。そのような形で議論が進められればと思えます。

それから、必須業務か任意業務かというときにどういう視点で考えたらよいかというご指摘、あるいは内山構成員からは、技術上の問題があるため本当に必須業務と言い切って大丈夫だろうかという御意見がございました。全体としましては、3ページにあります必須業務と位置づけることについて、反対はなかったと思えます。ただし、今申し上げたように、そもそも必須業務にするかどうか

かを検討する際の視点、基準のようなものをもう少し考えたかどうかという点については、これから個々に必須業務の範囲を検討していきますので、それを検討していった上で振り返って一般的な基準や視点を考えるというフィードバックもあり得るかと思います。それから技術的な面については、事務局で整理をしていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

それから、林構成員から御指摘がありました競争という点については、後に議論する際の有益な視点をいただいたと思っております。

また、業務範囲を厳格に絞り込むべきという参考にある考え方は取ることができないけれども、無制限に何でも広げてよいわけではなく、NHKの説明は重要であり、また、個別のケースにおいて限界を考えていく必要があるという指摘がございました。この点はあとで議論を深めていくことになります。

それでは、業務の具体的な範囲に関して議論をして、前のほうを振り返ることもあり得るかと思っておりますけれども、進めていきたいと思っております。業務の②具体的な業務範囲のうち、B to C型に関する論点と考え方について、事務局から説明をお願いいたします。

(10) インターネット時代における公共放送の業務に関する論点と考え方（事務局）②

事務局から、資料5-2の13ページ以降について、説明が行われた。

(11) 意見交換⑤

各構成員から以下のとおり発言があった。

【山本主査代理】それでは14ページの論点につきまして、本ワーキンググループとして案の①のような考え方を取るべきか、あるいは②のような考え方を取るべきかについて、構成員の方々から御意見をいただければと思っておりますがいかがでしょうか。

【大谷構成員】私は案の①を支持したいと思っております。このようにテキストデータを活用した情報提供と、それから放送コンテンツそのものの分離というのはこれからますます難しくなってくる、物理的にも分離ができないものだと思っております。

またインターネットを利用していることのその特性を最大限活用して、より情報の正確な伝達に資することが求められると思っておりますので、例えば聴覚障害をお持ちの方にテキストの情報をメインとして、字幕ではなく文字の情報で伝える可能性というのも最大限追求していただくことが必要だと思っておりますし、防災アプリのように速報性が必要なもの、そして速報性を生かすことができるのもインターネット活用で可能なことではないかと思っておりますので、その可能性を最大限に生かして取り組んでいただくべきものだと思っておりますので、②のような考え方を取るこ

とはできないと思っております。

【曾我部構成員】これはそもそも整理の仕方が私、よく分からないところがありまして、例えば案の①でB t o C型は必須業務だというときに、そうすると何をすれば必須業務をしたことになるのかがよく分からないというか、B t o C型というだけでは非常に不特定ですので、その放送類似、つまりNHKプラスのようなものをやれば実施したことになるのか、それともニュース・防災アプリもやらなければ必須業務としてのB t o C型をちゃんと提供したことになるのかというようなことがあるので、これは案の①と②とではどういう関係性にあるのか、いま一つ分からないような気がします。

B t o C型を必須業務とした上で、具体的にどういうサービスを提供していくのかについてNHKの裁量に全て任せること、つまり防災アプリをやるもやらないも自由とするのか。とにかく案の①と②の関係性がよく分からない。必須業務だとして、その中でさらにどういう業務を、具体的にどういうサービスを提供していくかについて、何らかの審査なり何なりを入れないといけないのではないかという気もするわけですけれども、少し分かりにくい整理になっているのかと思いました。一応疑問点としては差し当たり以上となります。

【岸放送政策課企画官】

ここで大きく案の①と案の②で分かれ目となる御議論いただきたいポイントとしては、公共放送が視聴者の方に情報を提供するとして、大きく分けると動画という形で放送のような動画コンテンツとしてお届けするタイプと、あるいはテキストでお届けするタイプ、現に今、大きく2つのタイプがあると考えました。その中で、まず動画とテキスト、どちらも視聴者に届ける役割から考えれば、これは公共放送の任務とすべきだというのが案の①の考え方で、動画とテキストで見たときに、これまで動画中心でやってきている、ここが公共放送の任務としてコアであるので、この動画のところは任務から導かれる必須業務、ただ、テキストはその補完として任意業務というのが案の②であると、そのどちらがいいですかというのがここで御議論いただきたい分岐点になります。

さらに、動画と一口に言っても現にいろいろ今、NHKさんがやっておられるのがありますので、それぞれについて別の考え方、動画のうちでも、これは必須でこっちは任意といったようなことをこの後の各論で分けをしていくようなイメージでこの資料を作っております。

【山本主査代理】テキストといってもいろいろあり、何をすればNHKとして本来業務の役割を果たしたことになるか。動画というときもいろいろあるのですが、同じようにテキストといってもいろいろあり得ます。案の②はテキストを全部除く考え方で、案の①はテキストを含める考え方です

が、どこまで含めるかについてはいろいろ考え方があり得ます。あるいは、これから議論することになるかと思えますし、具体的な基準のようなものをつくることになるかもしれません。そういうことでよろしいですね？

【岸放送政策課企画官】はい。今、山本主査代理がおっしゃったようなイメージで考えております。

【曾我部構成員】ただ、仮に必須業務を広く捉えたとすると、その中で今、主査代理がおっしゃったように動画でもいろいろあるわけで、テキストも含め全て必須業務になると、要するに何でもNHKの一存でできることになってしまう。それはそれで問題なわけですから、そうすると必須業務の中でもさらに具体的なサービスについて判断する仕組みみたいなものが必要になってくるかもしれず、今までの必須業務の考え方とは少し立てつけが変わってくるのではないかと感じました。

【岸放送政策課企画官】まずは繰り返しになるかもしれませんが、役割からその業務として、まず任務として位置づけるべきかどうか。それが全てNHKの裁量でできるかは、また別の配慮が必要だというのは御指摘のとおりです。それは次回想定しております競争の観点も含めて、それをどのようにして規律していくのかといったことは別途、論点として出てくると考えております。

なので、まずは今日は役割からそういう動画、あるいはテキストで情報を提供することがまずミッションとして求められるべきかどうかにはフォーカスをした御議論いただければありがたいと思っています。

【落合構成員】所用のため途中からの出席になっておりまして申し訳ございません。私のほうでは基本的に今、議論いただいていた内容を踏まえ、検討は必要と思いますが、案の①を基本的には今の時点では押していくべきと思っております。

理由としては、NHKがもちろん放送において動画を主な役割にしていたのは電波を利用するからだと思いますが、インターネットの分野においてまた役割を果たしていくときに、動画であるか、テキストであるかということ自体は、情報空間の中で適切な情報発信を求める意味ではあまり意味がないのではないかと感じております。その意味で基本的にはテキストのところが多岐点だとおっしゃられていた点を踏まえると、①だろうと思えます。

しかしながら、この①については、先ほども事務局からも御指摘いただいておりますが、結局は競争環境の問題や、実際にNHKがどこまで業務をできるのか、あるいは業務を行いたいのかといった点も最終的には考慮する必要があると考えます。こういったことを勘案しながら、最終的に

戻ってきて書き直さないといけないことだと思います。先ほどの①の論点も、結局同じような構造になっていて、最終的には具体論が定まってこない、上のレベルのもう少し包括的なものの言いの論点は、最終的な位置づけとして決め得ないのではないかと思います。そういう意味では同様にこれからの議論の結果を踏まえて、特にこのまとめの部分は振り返って議論の必要があると思っております。

【山本主査代理】また振り返ることは必要ですので、それもやりながら議論を進めることになるかと思っております。それから民放連さんから、これから必要に応じてさらに意見を言うていくとのことでもございました。NHKさんからも必要に応じて、これからさらに意見を言うていただくことになるかと思っております。そういう形で広く御意見を伺いながらまとめていくことになるかと思っております。

【落合構成員】1点だけ、事務局に御質問ですが、これは国際業務については案の①でも案の②でも、どちらの場合でも扱いとしては同じで実施していくべきということでしょうか。この点についてお伺いできればと思います。

【岸放送政策課企画官】国際放送の扱いについては、この後業務ごとの各論のところでは御用意をしておりますが、案の①になっても案の②になっても国際放送は基本的に今、動画を提供している形で皆さんに提供されていると認識をしておりますので、どちらの案を取ってもまた別途、各論として議論をしていただくことになると思っております。

【落合構成員】議事のまとめのところを見ていまして、国際業務のコメントが入っている部分にたくさん線が引いてあったので、この論点との国際業務とのリンクがどうなっているのか気になっただけでしたので、分かりました。後ほど議論させていただけますと幸いです。

【林構成員】度々恐縮でございます。私も①が妥当だと考えております。ただ、従前もインターネット活用業務のうち2号業務、放送番組等インターネットの一般への提供に係る業務ですか、すなわちB to C業務ですけれども、この費用の総額は受信料収入の2.5%を上限とする制限があったと思っております。2.5%という数字はさておいて、その受信料財源全体における、ある程度の上限の縛りというのは必要だと思っております。

これはこの部分に限った話ではなく、業務ごとの各論の話も同じかと思うんですけれども、必須業務になったからといってNHKの裁量で野放図にできるわけじゃなくて、何らかの財源面での縛

りは必要ではないかと思っております。

【内山構成員】私、まずベースは案の①に賛成でございますが、皆様おっしゃっているとおりで、この後各論をやっていって、各論ごとに例えばNHK must doのものと、NHK can doのものと多分出てくると思うんですね。そういうmust doのものとcan doのものが交じるときに、文章として公共放送として実施しなければならない業務という書きぶりなのかどうか。この辺は多分、法律家に教えてもらったほうがいいと思うので、またそのときに教えていただければと思います。

まずはその各論も改めて見ていって、それでまた戻ってくる考え方に基本的には賛成でございます。

【瀧構成員】今の内山構成員とほとんど一緒ですけども、濃淡があるよねと思っております。一番濃いところでいうと、防災アプリにおけるプッシュ通知とか、非常に重要なイメージがありますし、放送というよりはもういち早く正確な情報を伝えるときはプッシュ通知とか非常に重要だったりしますので、その辺り各論で話せればと思います。

【長田構成員】案の①に賛成しています。各論のどこまでの議論はまた行われると思いますけれども、基本的には①で賛成です。

【山本主査代理】ありがとうございます。瀧構成員も①に賛成ということでいただいております。

今、御意見を伺ったところ、案の①に皆さん、賛成をいただいたと思います。ただその場合に、必須業務になるテキストの提供がどこまでかという点は、これからさらに検討する必要があります。具体的に、バリアフリーの観点や、速報性が要求される防災アプリ等は、必要性が高いとの御意見がございました。さらに必須業務の範囲、および限界を考えていく必要がありますので、これはテキストの問題に限らないのですけれども、これから具体論を進めていってフィードバックをする、振り返る形で議論できればと思います。

そこで、このワーキンググループとしてはB t o C型のインターネット活用業務は実施しなければならない業務、すなわち必須業務とすべきであるという基本的な考え方に立った上で、さらに具体的にどこまでの範囲かということについて議論を深めていく、進めていくことにいたしました。ここではテキストではなく、まず放送コンテンツのインターネット配信として考えられる類型ごとに必須業務とすべきかどうか、議論していきたいと思っております。それでは②の具体的な業務範囲のうち、B t o C型の業務ごとの各論につきまして事務局から説明をお願いいたします。

(12) インターネット時代における公共放送の業務に関する論点と考え方(事務局)③

事務局から、資料5-2の18ページ以降について、説明が行われた。

(13) 意見交換⑥

各構成員から以下のとおり発言があった。

【山本主査代理】それでは、ただいま事務局から説明のあった個別の業務について、本ワーキンググループとしてそれぞれどのような考え方を取るべきかについて、構成員の方々から御意見をいただければと思います。19ページの各論の①については、先ほど来の議論からすると案の②になるのではないかと。ただ、必須業務の意味とか技術的にそれで大丈夫かという御意見がございましたけれども、その点については今後検討することとすれば、先ほど来の議論からいけば案の②になるのではないかと思います。この点は何か御議論がありますでしょうか。よろしいですかね。

それでは、各論の②から⑤について御意見をいただきたいと思います。国際放送④については、これまでもかなり御議論いただいているところですが、改めてこれも含めて御意見をいただきたいと思います。

【穴戸構成員】1点目は今、そもそもですが、先ほどの総論の議論でも御確認があったと思いますが、業務の各論の部分は、その見積り方によっては当然、受信料とかの負担の問題に跳ね返ってくる点でも肝でございまして、私が退席した後も多分活発な御議論はあると思うのですが、いずれにしても丁寧に時間をかけて議論を進めることが必要な分野かと思っております。

それから2点目は今、主査代理がおっしゃいましたように、見逃し配信については案の2に賛成でございます。これは先ほど瀧構成員が御発言あったように、放送の価値を向上させる意味が見逃し配信についてあるだろうと思っているからです。

もう1点だけ、衛星放送について申し上げたいと思います。衛星放送のネット同時配信、あるいは見逃し配信を認めるか認めないかというのは、私、NHKの在り方、あるいは衛星放送制度の在り方にとって決定的に重要な論点だと思っております。要は地上波と衛星で公共放送の役割を実現するんだと考えれば、負担がある程度かかっても衛星放送についても同時配信をさせるべきだと。また、そのことによって付加受信料制度の問題を一気に解決して見直すべきだという議論にもなり得ると思います。

他方で、地上波2波の同時配信、あるいは見逃し配信でよい、衛星のネット配信は任意業務でよ

いと考えるのであれば、翻って衛星放送本体についても任意業務化でいいのではないかとか、あるいは、よく議論があるように衛星放送についてスクランブルをかける、あるいはNHKを分社化するとか、いろいろな議論が本来あるべきものだと思います。

したがって、ここは公共放送の役割を2波で実現するのか、3波4波で実現するのかということも併せて、本質的な御議論が必要な論点ではないか。繰り返しになりますが、付加受信料制度にも関わる重大な論点だと考えております。

【内山構成員】21の衛星と、それから24のNODのお話をさせてください。BS2K、4K、8Kのどこまでサイマルに入れるかどうか迷うんですけども、少なくとも2Kはmust doにしたほうが良いかと考えます。というのはBS2Kって、実はその番組をつくっているのは何もNHK、あるいはNHKエンタープライズやNHKエデュケーショナルに限らず、かなり幅広くいろいろな制作会社が参画されて番組が供給されているチャンネルです。ですから、これがネットに乗るか乗らないかというのはかなり産業政策的にも非常に重要な側面を持っていて、衛星だけにとどめておく類いではないだろうと考えますので、最低でもBS2Kはサイマルでmust doにしたほうが良いという思いがあります。

それから24のNODのようなところですけども、過去にも同時配信の著作権議論をやったときに、どこまで放送の範囲にして、どこからは一種の追加的サービスにするか的な議論があって、世界の趨勢を見ていったときに見逃しまでは放送、もしくはそれに準ずる放送、だからさっき申し上げた準放送というような位置づけにしている国が多いので、そういう意味では、NHKプラスはmust doだと思うんですけども、NODは多分、can doかと私は考えます。

【林構成員】まず業務ごとの各論①でございますけれども、これにつきましては案の②に賛成です。業務ごとの各論②につきましては、我が国の衛星放送というのが地上波と異なる価値を提供していると思いますし、その価値をネットにも波及させていくことが公共放送の役割として求められていると考えていますので、案の①に賛同いたします。

【曾我部構成員】一つ、衛星放送のことですけども、これは先ほど宍戸構成員がおっしゃったように非常に大きな問題も含むわけですけども、それはそれとして、衛星放送というのはそのコンテンツの多様性に資するところが非常に大きいと思っております、そういう意味では役割論から説き起こす視点からすると、必須業務にする意義があるのではないかと考えますし。他方で視聴率がそれほど高いわけではありませぬので、民業圧迫の懸念も比較的小さいのではないかと考えまし

て、それで申しますと①に賛成であります。

それからNOD、論点3ですか、24ページのところですけれども、これも内山構成員がおっしゃったようによく考える必要があるのかと思ひまして、現状はそもそも有料業務のわけですので、必須業務ということと有料にすることとの関係性ですとか、整理すべき点が多々あるでしょうし、このオンデマンドにどういったコンテンツを入れていくのかによってサービスの性格も非常に変わってくる場所もあるかと思ひまして、必須業務にする場合、ある程度明確にサービス範囲が見えている必要がある部分もあるかと思ひまして、そういった観点からもこれは任意業務にすべきではないかと思ひます。

【瀧構成員】賛同有無のところの手前で②と③の論点であるかと思ひるのは、オンデマンドであったりとか、見逃し配信の機能は当然、利便性の向上といいますか、コンテンツを届ける力の向上というところにも資するんですけど、多くの国民がどういふ放送があつたのかを事後検証する場でもあるんだと思ひています。そういう意味では利便性というプラスの側面に加えて、ちゃんとモニタリングを利かせる機能にもなると思ひているんですね。なので、そういう面での価値を認めた方向の議論に、私は重きを置きたいなと思ひました次第でございます。

あとは、④の論点などは結局コスパというか、費用がどれぐらにかかっているかと目指している政策効果の見合ひで考えるべきという論点があると思ひますので、これは27ページの左側にある要請放送実施の費用というところがそれに一部当たるのかもしれないですけれども、純粋に追加的にかかる費用をこういうときは勘案することが一義的にはあるべきかと思ひています。その点、もし26ページの間を解くに当たって明確に何か数字上、今、議論ができるものがあれば総務省さんにお伺ひしたいです。

【岸放送政策課企画官】要請放送というのは国が一部の事項について放送を要請する仕組みというのがありまして、これについては国費を措置している制度であります。それとは別に、NHKさんが自らの受信料財源で国際放送、テレビ、ラジオ、それから一部任意業務としてネットの配信、それぞれやられておられます。

これを仮に必須業務化するとした場合に、どれぐらコストがかかるのかは私どもはまだ試算をしたことはございませぬし、NHKさんでも恐らく持ち合わせていらっしやらないのかと思ひますけれども、いずれにしろ、ここの論点をひもとくに当たってはまずは役割からだと思ひています。

実際に役割として任務だとなつた場合に実際どこまでできるのかというのは、まさにほかの論点も含めてですけれども、ある程度、しかるべき時期にNHKさんから何かしら示していただくよう

なことになるのかと、今のところは考えております。

【落合構成員】私からまず最初に議論の取り回しに一つコメントがございます。今回、議論している業務の各論の部分というのは、実はかなり肝になる部分のように思っております。全部まとめて議論する項目なのかと感じております。

本質的にどれ一つとっても非常に重要な判断になり得るところだと思えますし、もちろん結果として最終的には競争環境の視点であったり技術の視点で、また戻ってきて制限を行うような議論もあるとは思いますが、とはいえ、それぞれについて十分時間をとって議論をできたほうが、例えば民放や新聞の協会の皆様も見ておられる中で十分に議論ができていないと、説得力もなくなる部分があるのかと思います。この点はまた次回以降、意見交換を適切にできるように工夫していただければと思っております。

衛星放送とNODの点についてですが、最終的にはネット配信の受信料についても視聴者が手挙げ制で希望する場合には課金をできるようにすることも含めて検討していると承知しております。この点、例えばNHKオンデマンドだけを見るという方について、地上波放送を見ることができない場合でも、有料で提供する議論もされる可能性もああると思えます。そうすると、最終的にはインターネット配信業務の位置づけや受信料の話と議論としてはかなり重なってきて、その中での全体的な整理の中で衛星放送やNODの在り方をしっかり整理していく必要があると思えます。

私としては、全体として衛星放送で提供されているコンテンツやNODで提供されているようなコンテンツというのも、できる限りインターネットで見られるようにしていくべきだと思えます。できるだけそのような形のほうが情報空間の中での放送の果たす役割という意味で、特に公共放送という意味では重要ではないかと思っております。

手法に関しては、見逃し配信なのか、オンデマンドなのかという部分もあります。全ての放送が、通信の場合にそもそも同時性が高く要求されるのか、そう受け手側も希望するのかということもああると思えます。どちらかというオンデマンドで後々見れるような形になっていけば、それでいいという類いのものもあれば、ニュースなどのように即時配信等でないと用をなさない場合もあると思えます。もともと伝送路や手法に基づいてサービスが設計されているので、それをそのままどう移すかという議論になる部分はあると思えますが、実際のコンテンツの種類であったりですとか、視聴者の受け止めを踏まえて議論をしていくことも重要ではないかと思いました。

最後に国際放送については、以前から申し上げていましたが賛成です。

【山本主査代理】今、落合構成員から御指摘がございましたように、このところはいろいろなも

のが含まれておりまして、各論とはいえ、かなり重い話です。先ほど、そもそもの衛星放送の位置づけ等にも関わるという御議論がございましたけれども、こここのところ、相当難しい問題が含まれておりますし、基本となるデータももう少し必要です。コストの問題等もあります。したがって、こここのところは今日結論を出すところまではいたしません。今日のところは御議論、御意見を伺った上で、次回以降、丁寧に議論していければと思います。

議論の順番として、ここをまず深めるのか、それとももう少し後に議論するかということもあります。今日さらに御意見を伺った上で、進め方の検討も含めて、これから丁寧に議論を進めていきたいと思っています。

【長田構成員】今回提案されている各論の5つ全て必須業務でいいと、私はすべきだと考えています。どなたからも御発言ありませんでしたけど、らじる★らじるは私のような古めのマンションに住んでおりますとラジオがすごく入りにくいので、これがネット配信になるとすごく助かると思っています。それから国際放送はもうぜひと思いますし、オンデマンドも今のところ有料のサービスで提供されていますけれども、これがなくなってしまうなんていうことになると非常にこれはもったいないと思っていますので、それはぜひ提供していただきたい。そのほかのところも衛星放送も見たいと思っていますし、もちろんNHKプラス、同時配信と見逃しはとても便利に使っていますので、それは全てやっていただきたいと思っています。その上で何かコストのこととか、この後きちんと検証していただきたいと思っています。

【大谷構成員】公共放送の役割という観点からの議論をずっと続けてきておりますので、その観点から議論するのであれば長田構成員の御意見のとおり、これらの各論についても必須業務として整理されるべきコンテンツになるものと考えております。ただ、これまで幾つか御指摘がありましたように、ほかの観点も踏まえて衛星放送とか、オンデマンドを前提としなければいけないのかどうかも議論の対象となり得るものだと思いますので、ネット配信といったものが中核に据えられた上でそれ以外の衛星放送のコンテンツ、オンデマンドのコンテンツというのがどうなってくるのかというのを、もう少し情報を集めた上で議論していくことが必要だという、ほかの構成員の御意見にも賛同するところでございます。

【山本主査代理】いろいろな御意見が出ましたので、これにつきましては次回以降、さらに継続して議論できればと思います。衛星放送に関しましては、そもそもの衛星放送の位置づけとの関係を考えてはいけないという指摘がありました。それから2Kについては必須でもよいのではない

かといった形で、区別ができるのではないかという御意見もございました。

オンデマンドに関しましては、見逃しとの境目の問題とか、必須業務とするときに有料にできるかとか、それから、コンテンツによってオンデマンドの必要性が高いものとそうでないものがあるのではないかと、等の議論がございました。

それから全体には、コストとの関係を考えなくてはいけないという御意見がございました。方向としてはできるだけ必須業務を広げるべきではないかという御意見があり、さらに、NHKの業務の内容を検証するとか、モニタリングする意味合いもあるのではないかと御意見がございました。様々な御意見を伺ったところで、取りあえず今日のところは終了したいと思います。次回以降、さらに議論を深めていければと思います。

(14) 閉会

事務局から、第6回会合は3月15日(水)16時~18時、オンラインでの開催を予定している旨連絡があった。

(以上)